

## こどもの訪問看護医療費の無償化について

### 1 こどもの訪問看護医療費助成事業の概要

訪問看護医療費助成事業は、在宅で療養するこどもが、医師の指示に基づき訪問看護を受けた際に発生する医療費について、その自己負担分を助成することにより、受給者の経済的負担の軽減を図ることを目的とするものです。

訪問看護は、医療的ケアを必要とするこどもにとって重要な在宅医療サービスであり、通院が困難な場合や、継続的な看護を要する場合に利用されています。

市では、子ども医療費助成制度として高校生年齢までの入院・通院医療費を助成していますが、訪問看護医療費については、これまで自己負担が残る取扱いとなっていました。

### 2 現行制度

訪問看護医療費について、受給者が医療費の1割を自己負担しています。

自己負担割合	限度額（1月あたり）	
1割	非課税	8,000円
	課税	18,000円

### 3 改正内容

	現行	改正後
通院医療費	無償 (初診料のみ)	無償 (初診料のみ)
入院医療費	無償 (初診料のみ)	無償 (初診料のみ)
訪問看護医療費	医療費の1割を自己負担	<b>無償</b>

高校生年齢までの訪問看護医療費について、受給者が負担していた自己負担額（医療費の1割）を全額助成し、無償化します。

### 4 実施時期

令和8年8月受診分から実施する予定です。

※子ども医療費受給者証及びひとり親家庭等医療費受給者証の更新時期に合わせて実施します。

## 5 現状での対象者数

訪問看護医療費助成の対象となっているこどもの人数は、直近年度において7人です。  
少人数ではありますが、いずれも医療的ケアを継続的に必要とするケースが中心です。

## 5 予算額

訪問看護医療費の無償化による令和8年度の影響見込額は約310千円です。

(令和8年8月から令和9年3月までの8か月分)

このほか、システム改修に係る委託料を予算措置しています。